

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令・関係省令の整備について

I. 背景

平成26年6月4日に公布された道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）により、道路法（昭和27年法律第180号）等が改正され、立体道路制度の既存の高速道路への適用拡大、高架下空間の占用基準の緩和及び入札制度の導入等に係る規定が定められました。

これらの規定のうち高架下空間の占用基準の緩和及び入札制度の導入については、法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、今般、施行に向けて必要となる政省令の整備を行うこととしています。

II. 改正の概要

1. 政令案関係

(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正関係

- ① 指定区間内の国道において占用入札を行おうとする場合に、国土交通大臣が入札占用指針において定める占用料の額の最低額が下回ってはならない額について、道路法施行令別表占用料の欄に定める金額に、入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とすることと規定します。
- ② 最も高い占用料の額をもって申し出た参加者以外の者を落札者として決定する占用入札（以下「総合評価占用入札」という。）を実施する場合の手続を以下のとおり規定します。
 - 道路管理者は、あらかじめ占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「総合評価落札者決定基準」という。）を入札占用指針に定めること。
 - 総合評価落札者決定基準を定める場合は、学識経験者に意見聴取を行うこと。
 - 学識経験者の求めに応じて落札者決定時にも、学識経験者に意見聴取を行うこと。
- ③ 国土交通大臣が指定区間外の国道の改築等を行う場合に道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、必要な読替え規定の整備を行います。

(2) その他所要の改正を行います。

2. 省令案関係

(1) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の一部改正関係

- ① 道路占用の許可の申請を行うことができる者を占用入札により決定することが道路の管理上適切でない場所について以下のとおり規定します。
 - 認定の有効期間内において、修繕等に関する工事が予定されている場所
 - 認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
 - その他国土交通大臣が定める場所
- ② 道路を占用しようとする者が作成する入札占用計画に記載しなければならない事項として、道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であって当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの等のほか、以下のとおり規定します。
 - 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者（法人については、その役員）の氏名等、道路を占用しようとする者を特定するために必要な事項
 - 入札対象施設等を設置する予定期間
 - 総合評価入札を行おうとするときは、占用料の額
 - その他道路管理者が定める事項
- ③ 上記1.（1）②において、道路管理者が学識経験者に意見聴取を行うときは、2人以上の学識経験者に意見聴取を行うことを規定します。

(2) その他所要の改正を行います。

Ⅲ. スケジュール（予定）

公 布：平成27年1月下旬
施 行：平成27年4月1日

○道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（入札対象施設等の入札占用指針）

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 （略）
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
- 三～五 （略）
- 六 占用料の額の最低額
- 七 （略）

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。

4 （略）

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

6・7 （略）

（入札占用計画の提出）

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一・二 （略）
- 三 その他国土交通省令で定める事項

3 （略）

(占用入札)

第三十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 (略)